

菊陽町農業委員会議事録

令和6年3月8日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年3月8日（金）午後1時30分から午後2時50分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(3) 議案第3号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項の規定に係る意見決定について
(4) 議案第4号	中間管理事業（農地利用集積計画）係る意見決定について
(5) 報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(6) 報告第2号	許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第1・2回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字井手ノ上4374番 外1筆

地目：畠

面積：6, 409m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年2月29日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は菊陽町に居住する認定農業者であり、現在も家族で農業を営んでおられ、今回取得する農地についてもすでにご自身で耕作されていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者であり取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第1号番号1について、4番委員が説明します。

申請者は■■■在住の認定農業者で、すでに子や孫も就農されており、今後の本町農業を担っていく方です。

本申請農地についても既に作付けされており、適正な耕作が行われていることから、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書は同じく2ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字下八町2166番 外2筆

地目：田

面積：計2, 392m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和6年2月29日に現地調査を実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P8をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する認定農業者であり、現在も家族で農業を営んでおられ、今回取得する農地についてもすでにご自身で耕作されていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者であり取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第1号番号2について、8番推進委員が説明します。
申請者は■■■在住の認定農業者で、現在は譲渡人が体調不良であることもあります。
本申請農地についても既に作付けされており、適正な耕作が行われていることから、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字下原2725番

地 目：畑

転用面積：4, 492m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

この議案につきましては、現地調査を2月29日に実施しており、先月の審議で審議材料不足による書類の補正を行うよう指導した案件です。

再度の現地確認につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について再度説明します。

立地基準について、農地区分は菊陽町役場から500m以内にある農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、加えて集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで許可可能と判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

また、前回の審議で審議材料不足となった要因である「地元農業者との協議が不十分で、地域営農に支障を与える恐れがある」ことについてですが、申請者と周辺地権者及び営農者との間で協議が行われましたので、そちらについての報告書を読み上げたいと思います。

--報告書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの報告をお願いします。

◆4番推進委員 議案第2号の番号1について4番推進委員が報告します。
前回の審議後に、申請者と地元関係者で協議を行った結果、双方納得するような協議が行えましたので、ご報告させていただきます。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める
(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字村上4123番3 外1筆
地目：畠
転用面積：1, 348m²
転用目的は、一時転用による貸し現場事務所及び貸し駐車場整備です。

この議案につきましても、現地調査を2月29日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P15をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。
立地基準について、農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うもので、当該申請目的を達成する上で申請地を供することが必要であると認められるものに該当し、代替地については周辺の山林や雑種地を検討されましたが、取得の目途が立たなかったとのことであるため、不許可の例外であると判断しました。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

本案件については、先月の事前審議において、現在違反転用状態になっており、本来は現状復旧を求めるべきところであるが、まずは事情説明を求める協議をさせていただきましたので、本委員会へ関係者の出席を求め、違反転用となった経緯を説明していただくこととしました。

本日は、地権者である和田雄治氏が説明に来られておりますので、ここで議案説明を終了し、議長に進行をお願いしたいと思います。

それでは、わたしの方で進行をしていきたいと思います。

説明者の入室を求めるが、よろしいでしょうか？

---了承---

◎議長 それでは、説明者の入室をお願いします。

---■■■入室---

◎議長 ■■■からの説明をいただく前に、無断の転用行為を行った■■■■からも始末書の提出がございますので、事務局に朗読をお願いします。

---始末書朗読---

◎議長 続きまして、■■■からの説明をお願いします。

---■■■説明---

◎議長 説明ありがとうございました。委員の質問並びに意見を求めるが、何かありませんか？

◆9番委員 農地法の手続が必要だと知っていたのでは。

和田氏 当時、■■■■の担当の方に手続を頼んでしまった。結果、手続できておりません。

らず、確認不足であった。

◆ 3番委員 次からは手続漏れがないようにしていただきたい。
(前田)

和田氏 承知しました。

◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、和田様からの経緯説明については以上で終わりたいと思います。ご多用の中出席いただきありがとうございました。

---和田氏退室---

◎議長 以上で申請人からの説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番推進委員 議案第2号の番号2について、6番推進委員が説明します。
(相馬) 申請者は菊陽町に本拠地がある法人で不動産事業を中心に経営されています。申請地を一時転用し、J A S M関連の工事を行う事業者へ貸し出すための現場事務所と駐車場を整備する計画です。
地権者からの説明もあったとおり、本申請前に違反転用が認められたことから、先ほど本委員会で指導を行ったこともあります。今後は十分に気を付けていただけると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9番推進委員 ほかの企業への注意喚起はできないのでしょうか。

■事務局 広報、ホームページへの掲載が考えられますので、検討いたします。

◎議長 ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
(全員挙手) 全員賛成です。

◎議長 よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和6年2月27日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP17をご覧ください。

利用権設定が21件、所有権移転が5件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和6年2月27日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP18をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、
案件は1件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

一 同意の声一

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP19、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

一 特に発言無し一

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP20、別紙報告のP4をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさ

せていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時50分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年3月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人